



2021年2月12日

各 位

会 社 名 株式会社 東京ソワール
代表者名 代表取締役社長 村越眞二
(コード番号 8040 東証第2部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 宮本幸三
(TEL. 03 - 5474 - 6617)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年3月30日開催予定の第52回定時株主総会での承認を前提として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定し、これに伴い同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、コーポレート・ガバナンスにつきまして、健全な企業経営を行っていく上での重要な事項と捉え、迅速で正確な経営情報をもとに、経営を取り巻く諸問題に対する確かな意思決定と業務執行が行えるよう運営してまいりたいと考えております。

今般、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化するとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2021年3月30日開催予定の第52回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、「監査等委員会設置会社」へ移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 取締役会にて自由闊達な議論及び迅速な意思決定が可能となるよう取締役の員数を減員し、適正な規模とするものです。
- ③ 今後の事業展開の多様化に備えるため、現行定款第2条（目的）について事業目的の一部変更及び追加を行うものであります。

- ④ 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第39条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第9条（自己の株式の取得）及び現行定款第46条（中間配当）を削除し、現行定款第45条（期末配当）について所要の変更を行うものであります。
- ⑤ 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正、明確化のための文言の調整その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日（予定） 2021年3月30日（予定）

定款変更の効力発生日（予定） 2021年3月30日（予定）

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総 則</p>	<p>第 1 章 総 則</p>
<p>第 1 条 〈条文省略〉</p>	<p>第 1 条 〈現行どおり〉</p>
<p>(目 的)</p>	<p>(目 的)</p>
<p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 洋服その他の衣料品の製造、加工、売買、レンタルならびに輸出入 2. <u>服飾雑貨品および化粧品</u>の製造、加工、売買、<u>レンタル</u>ならびに輸出入 3. <u>日用品雑貨の売買、レンタル</u>ならびに輸出入 4. ～6. 〈条文省略〉 	<p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 洋服その他の衣料品、<u>服飾雑貨品</u>および古物の製造、加工、売買、<u>レンタル</u>ならびに輸出入 2. <u>美容に関する物品、日用品雑貨</u>の製造、加工、売買ならびに輸出入 3. <u>食料品、飲料品、健康食品、栄養食品</u>の製造、加工、売買ならびに輸出入 4. ～6. 〈現行どおり〉
<p>第 3 条 〈条文省略〉</p>	<p>第 3 条 〈現行どおり〉</p>
<p>(機 関)</p>	<p>(機 関)</p>
<p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> 	<p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 〈削除〉 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u>
<p>第 5 条 〈条文省略〉</p>	<p>第 5 条 〈現行どおり〉</p>

第2章 株 式

第6条 ～ 第8条 〈条文省略〉

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第10条 ～ 第12条 〈条文省略〉

第3章 株 主 総 会

第13条 ～ 第18条 〈条文省略〉

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

〈新設〉

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②③ 〈条文省略〉

第2章 株 式

第6条 ～ 第8条 〈現行どおり〉

〈削除〉

第9条 ～ 第11条 〈現行どおり〉

第3章 株 主 総 会

第12条 ～ 第17条 〈現行どおり〉

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、10名以内とする。

② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

②③ 〈現行どおり〉

<p>(取締役の任期)</p> <p>第 <u>21</u> 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p style="text-align: center;">② <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p>第 <u>22</u> 条 〈条文省略〉</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 <u>23</u> 条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮できる。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 <u>20</u> 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">〈削除〉</p> <p style="text-align: center;">③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 <u>21</u> 条 〈現行どおり〉</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 <u>22</u> 条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮できる。</p>
--	---

<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p>第 25 条 　　〈条文省略〉</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役会長および取締役社長各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 27 条 ～ 第 28 条 　〈条文省略〉</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 23 条 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)</u>の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 24 条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 25 条 　　〈現行どおり〉</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長および取締役社長各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 27 条 ～ 第 28 条 　〈現行どおり〉</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
--	--

<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 39 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 31 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

<p><u>(期末配当)</u></p> <p><u>第 45 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の期末配当をする。</u></p> <p>〈新設〉</p> <p>〈新設〉</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>第 40 条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p>③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第 46 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による中間配当をすることができる。</u></p> <p>第 47 条 〈条文省略〉</p> <p>〈新設〉</p>	<p>〈削除〉</p> <p>第 41 条 〈現行どおり〉</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第52回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度において免除することができる。</u></p>

以上